

京都市告示第 77 号

京都芸術センターの指定管理者である公益財団法人京都市芸術文化協会から、京都芸術センター条例第4条ただし書の規定に基づき、京都芸術センターの臨時休所について次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和2年4月20日

京都市長 門川 大作

臨時休所する日

令和2年 6月1日（月）

7月1日（水）

8月14日（金）、15日（土）

9月1日（火）

11月16日（月）

12月26日（土）、27日（日）

令和3年 3月1日（月）

（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）